

6 利用料金（保険の種類により、自己負担金額に相違があります） 別紙

訪問看護 基本療養費 (I)	看護師・保健師	週3日まで	5,550円
		週4日以上	6,550円
	准看護師	週3日まで	5,050円
		週4日以上	6,050円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	※週3日目まで・週4日目以降の区別なし	5,550円
訪問看護 基本療養費 (III) 外泊時	在宅療養に備えて一時的に外泊をしているもので訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、入院中1回に限り算定	1日につき	8,500円
訪問看護 管理療養費	月の初日		7,670円
	2日目以降		3,000円
訪問看護 基本療養費の加算	難病等複数回訪問加算	1日2回(2回目)	4,500円
	週4日以上を算定出来る利用者のみ	3回目～	8,000円
	緊急訪問看護加算 月14日目まで		2,650円
	緊急訪問看護加算 月15日目以降		2,000円
	長時間訪問看護加算(厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する者)90分以上(1回につき)		5,200円
	複数名加算(看護師等)同時に訪問を行う	週1回まで	4,500円
	複数名加算(看護師と同時に看護師・理学等)同時に訪問を行う	週2回～	3,000円
	夜間(午後6時～午後10時まで)/早朝(午前6時～午前8時まで)		2,100円
	深夜(午後10時～翌6時まで)		4,200円
	24時間連絡対応加算(1月につき)		6,800円
	特別管理加算(重傷者管理加算)(1月につき) (在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態)		5,000円
	特別管理加算(1月につき) (在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者)		2,500円
	退院時共同指導加算(1月につき)		8,000円
	特別管理指導加算 ※退院後、特別な管理が必要な者に対し退院共同指導加算を算定した場合に追加されます。		2,000円
	退院支援指導加算 退院日訪問看護を必要と主治医が判断した場合	1日につき	6,000円
長時間の場合(又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超える場合)		8,400円	
専門管理加算(1月につき)	イ 専門の研修を受けた看護師	2,500円	
	ロ 特定行為研修を修了した看護師		

精神科基本療養費 (I)	看護師・保険師・作業療法士	週3日まで(30分以上)	5,550円
		週4日以上	6,555円
精神科基本療養費の 加算	精神科緊急訪問看護加算	1日につき(1回に限り)	2,650円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時~午後10時まで)/早朝(午前6時~午前8時まで)	2,100円
	深夜訪問看護加算	深夜(午後10時~翌6時まで)	4,200円
その他の療養費	情報提供療養費	利用者の同意を得て市町村、福祉事務所、学校入学時等へ情報提供した時	1,500円
	ターミナル療養費	在宅で死亡した利用者(看取り介護加算を算定していない場合)	25,000円
	遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定。	1,500円